

飯田市監査委員公告第2号

地方自治法第199条第2項の規定により実施した監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

平成22年5月31日

飯田市監査委員 林 栄一  
飯田市監査委員 中島 善吉  
飯田市監査委員 上澤 義一

別冊「平成21年度 監査報告書V」のとおり

平成 21 年度

監査報告書 V

(行政監査)

飯田市監査委員

21飯監第156号

平成22年3月25日

飯 田 市 長 牧野 光朗 様

飯 田 市 議 会 長 中島 武津雄 様

飯 田 市 教 育 委 員 会 委 員 長 牧野 欽次 様

飯 田 市 農 業 委 員 会 会 長 関島 友弘 様

飯 田 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 金田 文夫 様

飯 田 市 監 査 委 員 林 栄一

飯 田 市 監 査 委 員 中島 善吉

飯 田 市 監 査 委 員 上澤 義一

### 監査の結果報告について

地方自治法第199条第2項の規定により実施した行政監査の結果を、同条第9項の規定により報告します。

なお、同条第12項の規定により、監査結果に基づき、または参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

記

#### 行政監査のテーマ

職員の時間外勤務の管理に関する事務について

## **第1 監査のテーマ**

職員の時間外勤務の管理に関する事務について

## **第2 監査の目的**

アメリカに端を発した世界的な金融危機以降、景気の低迷により法人関係税をはじめとする税収が大きく落ち込む中、職員一人ひとりが厳しい財政状況にあることを認識し、経費全般の削減に取り組む必要がある。

平成 20 年度歳出の中の人物費、特に時間外勤務に着目すると、職員全体の時間外勤務状況（広域連合等を除く。）は、時間で約 145,461 時間、対象職員数の平均で 113.55 時間／年となっており、最近 3 年間では増加傾向にある。額についても、普通会計の職員給与 43 億 543 万 3 千円中、時間外勤務手当は 2 億 968 万 3 千円と 4.9% を占めている。

定期監査に併せて実施した調査においても、時間外勤務が特定の課やグループ、職員に偏っている実態が見受けられる。

また、平成 18 年 4 月 1 日施行の労働安全衛生法の改正により、恒常に時間外勤務を行っている職員に対する検診の実施などのメンタルヘルスケアが盛り込まれ、健康面・福祉面からの配慮も必要とされている。

このようなことから、平成 21 年度行政監査のテーマを「職員の時間外勤務の管理に関する事務について」と定め、時間外勤務の適正化と効率的な執行、職員の適切な健康管理を目的として監査を実施した。

## **第3 監査の期間**

平成 21 年 12 月 10 日から平成 22 年 3 月 25 日まで

## **第4 監査の対象**

平成 19 年度から平成 21 年度に定期監査と併せて実施した時間外勤務状況の調査については、各定期監査対象年度に合わせ、前年度実績である平成 18 年度から平成 20 年度の時間外勤務状況を対象とした。

また、平成 20 年度の時間外勤務状況については、月別や職種別の時間外勤務の状況等を検証するため、保育園・幼稚園、療育センターひまわり、企業福祉センター、上村デイサービスセンター、上村診療所、浄化管理センター、小・中学校（調理場を含む）、市立病院（上郷老人保健施設を含む）を除く全部局を対象とともに、年度間の比較を行うため平成 19 年度の時間外勤務状況についても同様に対象とした。

主管部署 総務部人事課

## **第5 監査の方法**

平成 20 年度の調査では、監査対象部署より平成 20 年度の時間外勤務命令簿等を元に、別に定める調査表の作成・提出を求めて時間外勤務状況の集計を行い、必要に応じて関係職員から説明を聴取したほか、時間外勤務状況に関する実地調査等を行った。

## **第6 監査の着眼点**

監査の実施に際し、次の事項を基本的な着眼点とした。

- 1 時間外勤務が基準を超えていないか（第 7 調査の基準の数値）
  - (1) 時間外勤務が 360 時間／年間を超えていないか
  - (2) 時間外勤務が 60 時間／月間を超えていないか

- (3) 時間外勤務が 100 時間／月間、又は 2 ヶ月ないし 6 ヶ月間にわたって 80 時間／月間を越えていないか
- 2 職員間に偏りはないか
  - (1) 特定の職員に偏っていないか
  - (2) 所属内での応援体制はできているか
- 3 時間外勤務の縮減に向け取り組んでいるか
  - (1) 前年度と比較し増加していないか
  - (2) 月別の時間外勤務に偏りはないか
  - (3) 具体的にどのような取り組みをしているか、また、その成果はどうか
- 4 その他
  - (1) 30 分、60 分といった比較的短時間の時間外勤務がサービス残業になってはいないか。
  - (2) 前項の時間外勤務が多発しているようであれば対策をとっているか。
  - (3) 休日等の出勤に係る「代休」は適正に取得されているか。
  - (4) 管理職により時間外勤務に係る業務内容及び成果が把握されているか。

## 第7 調査の基準

人事院及び人事課の通知、厚生労働省の発表等を根拠に、次の 3 点を調査の基準とした。

- 1 360 時間／年間
  - 「超過勤務の縮減に関する指針」（平成 21 年 2 月 27 日付け人事院職員福祉局長通知）
  - 「時間外勤務の取り扱いについて」（平成 21 年 4 月 1 日付け 21 飯人第 2 号総務部長通知）
- 2 60 時間／月間
  - 人事課の時間外勤務の実績報告に基づき所属長が職員に確認をすべきとされているもの（平成 21 年度定期監査資料）
  - 改正労働基準法（平成 22 年 4 月 1 日施行）により法定割増賃金率が 50% 以上とされるもの
- 3 100 時間／月間、又は 2 ヶ月ないし 6 ヶ月にわたって 80 時間／月間
  - 「脳・心臓疾患の認定基準」（平成 13 年 12 月 12 日厚生労働省発表）において、業務と発症の関連性が強いと評価されているもの

## 第8 監査の結果及び監査意見

### 1 時間外勤務の適正な管理

#### (1) 時間外勤務等命令票の提出の徹底（第 1 表①）

時間外勤務等命令票は、「時間外勤務の取り扱いについて」の総務部長通知（以下「通知」という。）の 1 (5) ①において、「速やかに（中略）提出する。」ものとされているが、監査委員が行った実態調査では、時間外勤務開始 1 時間後においても、全体の約 3 分の 1 が提出されていなかった。また、当直者への時間外勤務終了報告時に命令票を提出するケースも約 1 割あったことから、時間外に職場にいる職員が、時間外勤務命令を受けた者か否かが不明瞭であるので、短時間であっても適正な手続きを踏むべきであり、速やかに提出をするよう徹底されたい。

#### (2) 成果確認の徹底（第 3 表①）

職員の時間外勤務等に関する規則（以下「規則」という。）第 10 条において、「時間外勤務等の命令を受けた職員はその処理の結果につき報告し」と規定されているが、調査票（その 2）において、有効回答数の約 3 分の 1 にあたる命令権者が、成果の報告を受けていないと回答した。命令した内容が達成されたか、また命令した時間どおりに勤務がなされたか等

について、その成果の報告を受けるよう徹底されたい。

また、成果確認を通じて時間外勤務の状況を的確に把握した上で、業務内容の精査・検証をし、事務処理方法の改善や時間外勤務時間の縮減に繋がるよう管理されたい。

### (3) 本庁舎外にある部署における時間外勤務の終了の確認

本庁舎外に事務所のある部署については、規則第9条に規定する、時間外勤務の終了の当直者への報告及び終了時間の確認を得ることができないが、規則等においてもその確認方法が明確にされておらず、時間外勤務の適切な管理が行われているとはいえない状況にあるので、各部署における実情にあった確認方法を規定されたい。

#### [措置状況]

時間外勤務については、規則又は総務部長通知等に沿って行うよう、会議・通知等により職員への周知徹底を図って参りたい。

## 2 事務量の平準化

### (1) 職員間の偏り (第4表)

監査委員による面接調査において、係内の職員間の時間外勤務時間に大きな偏りがある部署では、業務に精通した特定の職員やベテラン職員に時間外勤務が偏る傾向がみられた。このような場合、当該職員の異動等により組織としての事務機能の維持に支障ができるおそれもあるので、係内での事務事業の平準化・共有化を進め、特定の職員に過度に依存することによる業務のブラックボックス化の防止に努められたい。

また、時間外勤務時間が増加した理由としてベテラン職員の異動をあげたケースがあったので、そのようなことのないよう日頃から人材育成に努められたい。

### (2) 課内係間の偏り (第4表)

課内の係間の時間外勤務に偏りがある部署については、担当する業務内容の違いから係間の柔軟な応援体制をとることが難しい事情も理解できるところであるが、年間計画等の検討にあたっては業務内容を精査し、業務配分そのものを見直すことにより係間の業務の平準化を図り、時間外勤務時間の縮減が図られるよう検討されたい。

#### [措置状況]

課内・係内での業務量の平準化に積極的に取り組むよう、会議等の場で管理職員に指示して参りたい。

## 3 振替休暇及び代休日の適正な管理 (第5表①)

イベント関係の事務事業の多い部署においては、週休日、休日又は年末年始（以下「休日等」という。）の勤務に対する振替休暇又は代休日（以下「代休等」という。）の未取得精算が多い傾向が見受けられるが、代休等が累積している職員に対しても、さらに休日等における勤務が命じられているケースもあり、代休等の指定が形骸化していることが懸念される。

また、行財政運営が厳しい中、行政コストとしての代休等未取得精算による支出も意識し、健康面への影響も心配されるので、休日等における勤務命令の厳格な取り扱いを徹底されたい。

#### [措置状況]

代休消化を促進するよう、会議等の場で所属長に指示して参りたい。

#### 4 健康面の配慮

##### (1) 長時間勤務職員 (第6表・第7表)

庁内の基準として通知において管理・徹底を求めている年間 360 時間や、厚生労働省の「脳・心臓疾患の認定基準」において業務と発症の関連性が強いと評価している月間 100 時間などを超えて、長時間の時間外勤務を行っている職員がいる実態を踏まえ、必要に応じて健康診断等を実施するなど、職員の健康面に対する配慮をされたい。

##### (2) 管理職員

監査委員が行った面接調査では、管理職員においても時間外勤務の実態があることや休日等に勤務をしても代休等の取得をしていないこと、さらには時間外や休日等の勤務についての記録がなされていないケースがあることが明らかになった。

管理職員については時間外勤務手当が支給されないことから、時間外や休日等の勤務時間等について管理がされていない場合があるものと思われるが、部署によっては相当の時間外や休日等の勤務をしている実態も伺われ、管理職員の健康面への配慮が必要と思われる所以、時間外や休日等における勤務実態の把握に努められたい。

また、通知の5のただし書きの休日等に出勤した場合の代休等の取得、飯田市職員の給与に関する条例第23条の2に規定する管理職員特別勤務手当の支給について、管理職員に対し周知をされたい。

##### [措置状況]

職員の健康管理については、過度な長時間勤務職員や代休未取得の累積する職員が生じないように、随時人事課長から所属長への指示を行って参りたい。

なお、管理職員の時間外や休日等の勤務についても、注意を払って参りたい。

#### 5 人事課における時間外勤務の管理

時間外勤務時間に関する管理にあたっては、時間外勤務手当等の支払いのための時間数管理に止まることなく、時間外勤務の内容や代休等の未取得の理由の分析をし、時間外勤務時間の縮減のための検討をされたい。

また、ノ一残業デー、時間外勤務の状況通知といった事業等が、実際に時間外勤務の縮減に結びついているかを検証し、より有効な手段の検討をされたい。

##### [措置状況]

人事課において引き続き時間外勤務や代休未取得の多い職場を把握し、必要に応じて対象となる職場に対し具体的な対策を検討するよう指示して参りたい。

現在、ノ一残業デーの時間外勤務命令は人事課長合議を要することとしており、当該日の時間外勤務は一般の日より少ないとから、一定の抑制効果があると認識している。引き続きノ一残業デーを活用しつつ、より有効な手段について検討して参りたい。

#### 6 まとめ

行政に対する市民ニーズが多様化・複雑化し質の高いサービスが求められているほか、地方分権の進展に伴う事務の増加や職員数の削減等により、職員を取り巻く勤務環境は厳しくなっている。

また一方では、景気の悪化に伴う税収の減少など厳しい財政状況にあることを職員一人ひとりが認識し、より効率的な行政執行をすることも求められている。

今回の行政監査において実施した調査では、「住民協働」や「緊急対応」といった時間外勤務をすることがやむを得ない業務がある一方で、時間外勤務時間の約半分が通常業務によるもの

との回答がされており、時間外勤務が常態化していること、それにより時間外勤務における命令・確認といった手続きが形骸化していることが伺えた。

規則にあるとおり、「職員は勤務時間内のすべてを職務遂行にのみ従事し、正規の勤務時間内に職務が処理できるよう常に工夫と努力をしなければならない。」(第3条) のであり、「時間外勤務等命令者は、職員の事務量を充分把握し、職員間の均衡をはかり、平常の事務又は作業については正規の勤務時間内に能率的に処理できるよう指導するとともに管理監督しなければならない。」(第4条第1項) ことを再認識し、時間外勤務に対する意識改革が職員・時間外勤務等命令者の双方に必要である。

また、事務が増加している現状にあっては、事務事業のスクラップアンドビルトやOA化の推進等の事務処理方法の改善、事務の簡素化・効率化を図ることが、時間外勤務時間の縮減のみならず、行政コストの削減の面からも必要である。

時間外勤務の縮減を進めることは時間外勤務にかかる手当を縮減することになり、この財源を行政サービスに振り向け、限られた財源の有効活用を図ることが可能になる。

今後も、時間外勤務の適正な運用により時間外勤務時間の縮減に取り組み、職員の心身の健康の維持が図られる職場環境づくりに努められたい。

## 第9 監査の概要

### 1 調査結果等の状況

第1表 時間外勤務等命令票に関する実態調査

時間外勤務等命令票の宿直での管理状況について、平成22年1月12日から18日の間に実施した実態調査の結果は次のとおりである。  
(単位:枚)

区分	調査日	1月12日 (火)	1月13日 (水)	1月14日 (木)	1月15日 (金)	1月18日 (月)	合計
1 命令票最終確認数		66	24	70	60	78	298
2 命令票提出数	(1) 18:00	31 (47.0%)	24 (100.0%)	30 (42.9%)	25 (41.7%)	47 (60.3%)	157 (52.7%)
	(2) 18:30	33 (50.0%)	24 (100.0%)	40 (57.1%)	40 (66.7%)	61 (78.2%)	198 (66.4%)
3 退庁時命令票提出数		12 (18.2%)	0 (0.0%)	4 (5.7%)	6 (10.0%)	6 (7.7%)	28 (9.4%)
4 22時以降勤務者、22時確認命令票数		1 (1.5%)	0 (0.0%)	7 (10.0%)	4 (6.7%)	10 (12.8%)	22 (7.4%)

(注) 括弧内は、1命令票最終確認数に対するそれぞれの割合を示す。

- ①時間外勤務等命令票については、所属長が「速やかに」提出する(通知1(5)①)こととされているが、調査期間においては時間外勤務時間開始30分後の18:00時点において約半分、1時間後の18:30時点においても約3分の1が当直に提出されていなかった。また、退庁の際に時間外勤務終了の報告と併せて命令票を提出するケースも1割近くあり、時間外勤務等命令票が適切に提出されていないことがいえる。
- ②22時以降まで実際に勤務している者について、22時をもって終了確認としている例が少なからずあり、「やむを得ず午後10時を超えて勤務した場合は、後日、人事課長の決裁を受けること。」(通知1(5)②)が徹底されていないことがいえる。

第2表 調査票（その1）

平成20年度における時間外勤務時間について、時間外勤務の業務内容別に分類し、回答を求めた結果は次のとおりである。

(単位：時間)

分類 課等名	1 既存事業			2 新規事業		3 住民協 働等	4 イベン ト等	5 緊急対 応等	合計	
	(1) 季節的 要因あ り	(2) 一時的要因あり		(3) その他 の通常 業務	(1) 国・県対 応					
		ア 国・県対 応	イ 議会・理 事者対応							
地域づくり・庶務課				41		446	95	6	588	
自治振興センター				474			2,321	80	18 2,894	
人事課	1,020		135	437					1,592	
財政課	97		21	2,043	23	173	16	14	2,386	
税務課	3,280			1,844				6	5,130	
納税課	85			1,631					1,716	
市民課	100			637	73				810	
防災交通課	56		21	592	4	3	666	643	406 2,390	
秘書広報文書課				3,710					3,710	
企画課	293	19	4	1,569		229	177	88	6 2,383	
男女共同参画課				29		1	131	98		260
福祉課		125	6	1,609		44	49	10	28 1,870	
子育て支援課		399		2,910			347	8		3,663
介護高齢課		18		244	10	14	6			291
保健課	406	22	24	1,031	528	129	1,634	14	19	3,804
水道業務課		10		1,055	7	18	5	22	2	1,118
水道課				3,211					544	3,755
下水道課	20	457		910		270	940		120	2,716
環境課	8	198	93	952	5	1,100	1,128	85	172	3,741
水道環境部付				50		2	24		48	123
産業振興支援課	149	17	45	734	31		46	173	4	1,198
農業課	88	379	49	984	19	999	785	307	83	3,692
林務課	58			313	15		217	6	54	662
商業・市街地活性課	24	157	18	141	64	152	105	232	60	953
観光課			37	528	2		1,582	556		2,703
工業課	296	114	32	624	15	33	607	127	18	1,866
産業経済部付				824			6	27		856
建設管理課				1,017		4	192		7	1,220
都市・地域計画課				2,389		23	766		8	3,185
土木課		15		3,381			717	17	11	4,140
国県関連事業課				62		28	547	41	6	683
建設部付				334			84	2	5	425
上村自治振興センター				19			232	67	8	325

南信濃自地振興センター				674						674
会計課				243						243
学校教育課	331	277	29	1,270		11	341	65	23	2,346
生涯学習・スポーツ課	17		39	862			674	1,270	3	2,864
歴史研究所				185			135	26		346
公民館	138		6	205			6,585	128		7,061
文化会館				33			2,769	22	1	2,825
図書館	36		3	531		12	33	37		653
美術博物館				216			4	556	7	782
議会事務局				125				8	6	140
選挙管理委員会事務局	550			36			14			600
監査委員事務局				7						7
農業委員会事務局	21	27		1,074			69		5	1,196
合 計	7,072	2,233	559	41,785	792	3,688	24,043	4,726	1,681	86,578
割 合	8.2%	2.6%	0.6%	48.3%	0.9%	4.3%	27.8%	5.5%	1.9%	100.0%

(注) 時間外勤務時間数は1時間未満の数値を端数処理してあるため、合計等は必ずしも一致しない。

①全時間外勤務時間の約半分が「その他の通常業務」によるものとの回答がされており、時間外勤務が常態化していることが伺える。従って、課内の業務配分の見直しや事務事業における業務改善等を図ることにより縮減の余地があると考えられる。

②残り約半分の「その他の通常業務」以外の時間外勤務についてはやむを得ないものと考えられる内容のものが多く、縮減をしていくことは難しいと思われる。

なお、「住民協働」にかかる時間外勤務については、市の政策の傾向から今後増加していく可能性があると思われる。

### 第3表 調査票（その2）

時間外勤務の命令権者に対し、現在の時間外勤務に関する状況について回答を求めた結果は次のとおりである。

なお、有効回答数は、56件である。

(1) 時間外勤務の命令にあたっては、職務内容が時間外に行わなければならないものか確認をしていますか。	
ア 確認するまでもなく把握している	32.1% (18件)
イ その都度具体的に確認する	50.0% (28件)
ウ おおよその確認はする	16.1% (9件)
エ 申出のままに命令する	1.8% (1件)
(2) 地域づくり・庶務課から返却された時間外勤務命令票の確認をしていますか。	
ア 毎回確認している	26.8% (15件)
イ 週一回程度確認	5.4% (3件)
ウ 月1回程度確認	33.9% (19件)
エ 数ヶ月に1回程度確認	1.8% (1件)
オ 特に確認はしていない	16.1% (9件)
カ 無回答	16.1% (9件)

(3) 時間外勤務等を命じた場合、時間外における勤務状況の管理監督はどのようにしていますか。
ア 確認している 39.3% (22 件)
イ 特に確認はしていない (宿直確認のみ) 55.4% (31 件)
ウ 無回答 5.4% ( 3 件)
(3) - 2 前 (3) の①について、どの位の頻度で管理監督を行っていますか。
ア 毎回確認している 50.0% (11 件)
イ 週一回程度確認 22.7% ( 5 件)
ウ 月1回程度確認 27.3% ( 6 件)
エ 数ヶ月に1回程度確認 0.0% ( 0 件)
(4) 時間外勤務を命じた場合、その成果の報告を受けていますか。
ア 係長から受けている 25.0% (14 件)
イ 勤務者から受けている 41.1% (23 件)
ウ 特に受けていない 33.9% (19 件)
(5) 時間外勤務の命令のない者が時間外に勤務している場合、退庁を促していますか。
ア 常に促している 28.6% (16 件)
イ 気がついたときに促している 51.8% (29 件)
ウ 特に対応はしていない 19.6% (11 件)

- ①ほとんどの命令権者は、職務内容が時間外に行わなければならないものであることを確認していると回答したが、約3分の1が成果の報告を受けていないと答えており、時間外勤務の状況の把握が充分でないことがいえる。
- ②時間外勤務命令票の確認は月1回が最も多いが、これは毎月の勤務実績報告の決裁の際の確認と思われる。このことを考慮すると約半分が進行管理として時間外勤務時間の確認をしていないことがいえる。なお、無回答は当直者確認のない出先職場である。
- ③時間外勤務を命じた場合に、約4割の命令権者が勤務状況を確認しており、そのうち半分が毎回確認しているとしているが、確認していないと回答した命令権者31件のうち、14件は報告も受けておらず、全体の約4分の1は時間外勤務の管理監督自体がなされていないことがいえる。
- ④時間外勤務の命令を受けていない者が時間外に勤務している場合でも、約5分の1の命令権者が退庁を促すなどの対応をとっていないと回答しており、時間外勤務の管理の徹底が不足していることがいえる。

第4表 課別時間外勤務の状況（平成20年度）

(単位：人、時間)

課等名	人数	合計	平均	最大値	最小値	標準偏差
地域づくり・庶務課	2	308	154	277	32	122
自治振興センター	37	2,638	71	189	7	42
人事課	7	1,598	228	318	178	49
財政課	9	2,511	279	393	74	92
税務課	34	5,146	151	375	1	89
納税課	16	1,923	120	389	21	82
市民課	15	696	46	199	1	50
防災交通課	9	2,395	266	384	149	71
秘書広報文書課	12	3,776	315	674	38	192
企画課	6	2,364	394	523	216	98

男女共同参画課	3	260	87	125	32	40
福祉課	18	1,744	97	345	2	102
子育て支援課	14	3,692	264	737	14	213
介護高齢課	15	608	41	344	1	84
保健課	43	3,806	89	426	8	78
水道業務課	14	1,383	99	230	1	72
水道課	12	3,761	313	548	106	137
下水道課	20	2,762	138	276	13	78
環境課	16	3,574	223	590	23	154
水道環境部付	2	123	62	99	25	37
産業振興支援課	6	1,664	277	533	90	144
農業課	10	3,301	330	919	8	253
林務課	6	669	111	189	44	50
商業・市街地活性課	5	954	191	305	54	83
観光課	10	2,735	274	547	89	133
工業課	7	1,802	257	545	13	174
産業経済部付	3	856	285	342	230	46
建設管理課	17	1,144	67	320	5	90
都市・地域計画課	15	3,090	206	433	9	124
土木課	22	4,579	208	550	12	160
国県関連事業課	10	776	78	195	2	62
建設部付	3	422	141	170	101	29
上村自治振興センター	5	325	65	119	1	45
南信濃自地振興センター	5	352	70	118	25	34
会計課	4	247	62	88	31	21
学校教育課	11	2,368	215	539	15	144
生涯学習・スポーツ課	16	2,919	182	471	28	142
歴史研究所	4	346	86	141	33	42
公民館	23	7,085	308	660	38	144
文化会館	9	3,486	387	585	106	156
図書館	12	842	70	143	12	41
美術博物館	9	783	87	168	19	52
議会事務局	4	101	25	32	6	11
選挙管理委員会事務局	2	600	300	369	231	69
監査委員事務局	3	7	2	6	0	3
農業委員会事務局	4	1,272	318	568	122	177
合 計	529	87,789	166	919	0	149

(注) 1 人事課データによる集計。人事異動等が反映されていないため、各課等において作成した第2表の数値とは必ずしも一致しない。

2 標準偏差は、データのばらつきを表す指標で、数値が大きいほどばらつきが大きいことを表す。ばらつきがない場合は0である。

第5表 代休等未取得精算時間数（平成20年度）

(単位：人・時間)

課等名	人数	未取得精算時間	平均	課等名	人数	未取得精算時間	平均
自治振興センター	1	83.00	83.00	観光課	8	701.50	87.69
税務課	3	113.00	37.67	工業課	7	211.00	30.14
防災交通課	9	406.55	45.17	産業経済部付	1	336.50	336.50
秘書広報文書課	13	1,299.75	99.98	建設管理課	3	64.00	21.33
男女共同参画課	2	92.50	46.25	都市・地域計画課	2	24.00	12.00
福祉課	1	3.00	3.00	土木課	3	23.25	7.75
子育て支援課	1	8.00	8.00	国県関連事業課	1	3.00	3.00
水道業務課	1	21.50	21.50	会計課	3	15.50	5.17
環境課	2	26.00	13.00	生涯学習・スポーツ課	8	474.00	59.25
産業振興支援課	3	238.50	79.50	公民館	24	1,105.00	46.04
農業課	8	713.50	89.19	文化会館	6	661.75	110.29
商業・市街地活性課	5	214.50	42.90	図書館	8	188.75	23.59
				合 計	49	7,028.05	143.43

(注) 平成20年度中に精算された振替休暇代休精算書の時間数を集計したものである。

- ①未取得精算時間が多い部署においては、代休等が累積している職員に対して、さらに休日等における勤務が命じられており、代休等の指定が形骸化していることが懸念される。

第6表 年間360時間を超える時間外勤務をした職員数（平成20年度）

(単位：人)

課等名	人数	課等名	人数	課等名	人数
財政課	2	水道課	4	学校教育課	2
税務課	1	環境課	3	生涯学習・スポーツ課	3
納税課	1	産業振興支援課	1	公民館	7
防災交通課	1	農業課	4	文化会館	5
秘書広報文書課	4	観光課	2	選挙管理委員会事務局	1
企画課	4	工業課	2	農業委員会事務局	2
子育て支援課	3	都市・地域計画課	2		
保健課	1	土木課	4	合 計	59

(注) 人事課データより抽出。代休等未取得精算分の時間数を含んだ数字である。

第7表 月間60時間・80時間・100時間を超える時間外勤務をした職員数（平成20年度）

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1月間60時間超	11	6	21	17	12	14	15	5	8	13	16	45	183
2月間80時間超	2	3	5	3	7	7	8	1	1	6	1	18	62
3月間100時間超		1	1	3	3	2	8				1	12	31

(注) 人事課データより抽出。代休等未取得精算分の時間数を含んだ数字である。

1の月間60時間超は、人事課の時間外勤務の状況通知において、過労死の危険があるものとして注意を喚起している基準である。

また、2及び3は、厚生労働省発表の「脳・心臓疾患の認定基準」において、発症前1ヶ月にお

おむね 100 時間又は発症前 2 ヶ月間ないし 6 ヶ月間にわたって、1 ヶ月当たりおおむね 80 時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症の関連性が強いと評価されている基準である。

## 2 面接調査等の状況

### (1) 面接調査

調査票（その 1）及び（その 2）の回答内容を踏まえて、時間外勤務や代休等未取得の時間数が多く、職員間や係間の偏りが大きいと思われる 5 課及び主管課に対し、その内容等の確認をするために、次のとおり面接調査を実施した。

面接日	課等名	面接対象者
平成 22 年 2 月 8 日（月）	総務部税務課	課長・課長補佐
平成 22 年 2 月 12 日（金）	教育委員会学校教育課	課長
	保健福祉部子育て支援課	課長
	水道環境部水道課	課長
	産業経済部農業課	課長
	総務部人事課	課長・係長・担当主事

### (2) 実地調査

実施日時 平成 22 年 2 月 8 日（月） 18:30 から 19:20

実施対象 本庁舎及びりんご庁舎の時間外勤務者在籍部署

実施方法 実際に監査委員自身が各職場を回り、時間外勤務の状況を確認した。